

皆さんの保険料によって支えられています

## 平成27年度後期高齢者医療制度の保険料について

平成27年度の後期高齢者医療保険料は、平成26年中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、均等割額と所得割額の合計額です。(限度額：57万円)



### 保険料の軽減について

所得が一定基準以下の人は、世帯の所得に応じて次のとおり軽減されます。

#### 〈均等割額〉

| 世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計                | 軽減の割合 |
|---|-------|
| (33万円+47万円×世帯の被保険者数)以下のとき               | 2割    |
| (33万円+26万円×世帯の被保険者数)以下のとき               | 5割    |
| 33万円以下のとき                               | 8.5割  |
| かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がない場合 | 9割    |

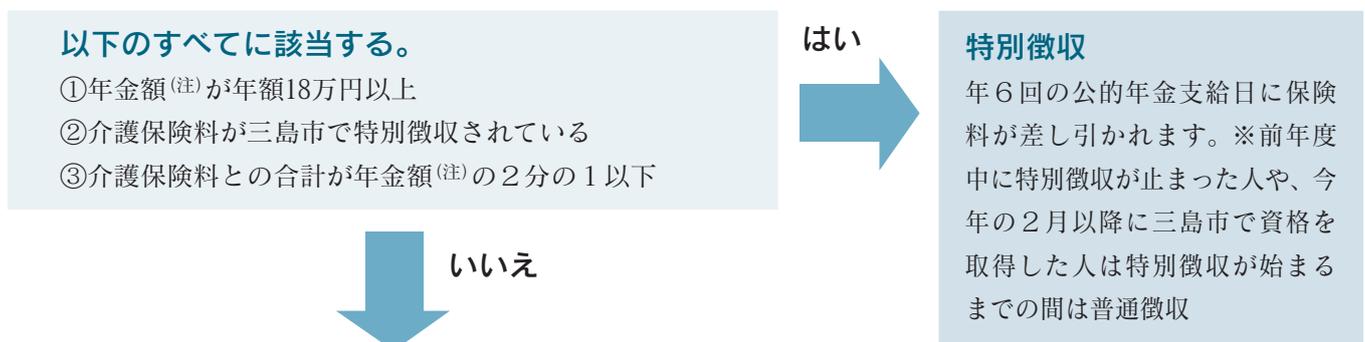
#### 〈所得割額〉

| (被保険者本人の所得 - 33万円)の額 | 軽減の割合 |
|----------------------|-------|
| 58万円以下               | 5割    |

また、後期高齢者医療制度に入る前に社会保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者となっていた人は後期高齢者医療制度に加入してから当分の間、前年の所得の有無にかかわらず、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。※これまで国民健康保険を使っていた人は、この軽減措置には該当しません。

### 保険料の納め方

保険料の納付方法は、法令により原則として年金(年額18万円以上の人)からの差し引き(特別徴収)となります。対象の年金額(注)が年額18万円未満の人や、介護保険料が三島市で特別徴収されていない人、介護保険料との合算額が年金額(注)の2分の1を超える人は、納付書や口座振替などにより納めます。(普通徴収)



#### 普通徴収 納付書や口座振替などで納めます。

※1年間の保険料を、毎年8月～3月までの8回に分けて納めます。※世帯主の人で、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた人でも、個人ごとに改めて後期高齢者医療保険料での口座登録が必要です。

※前年度と納付方法が変わる場合がありますので、8月中旬に届く通知書で必ず納付方法を確認してください。

(注)複数の年金を受給されている人は、優先される年金で判定されます。

問合せ 保険年金課 (☎983-2710)

全面的改善事業の終了に伴い

## 市営光ヶ丘住宅D棟入居者募集

入居予定日 10月1日(木)

**申込資格** ▶市内に在住または在勤で持ち家のない人  
▶市税の滞納がなく、収入基準に適合している人▶  
入居の際、所得要件などに変更が無いこと▶連帯保証人がいる人▶単身世帯は昭和31年4月1日以前に生まれた人、または身体などに障がいがあり、条例で定める資格に該当する人▶2人以上の世帯は、現に同居、または同居しようとする親族がある世帯

**申込み** 8月3日(月)～17日(月) (土曜・日曜日を除く、午前9時～午後5時)に、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて建築住宅課へ提出してください。※応募者多数の場合は抽選

**問合せ** 建築住宅課 (☎983-2639)

所在地 光ヶ丘2-20-1

| 間取り        | 家賃(月額)              | 戸数 | 対象                     |
|------------|---------------------|----|------------------------|
| 1DK(41.6㎡) | 12,800円<br>～25,200円 | 8戸 | 単身世帯<br>(年齢制限など有り)     |
| 1DK(42.9㎡) | 13,200円<br>～26,000円 | 8戸 |                        |
| 2DK(50.7㎡) | 15,700円<br>～30,800円 | 8戸 | 2人以上の世帯                |
| 3DK(67.4㎡) | 20,800円<br>～40,900円 | 2戸 | 3人以上の世帯<br>(2戸は子育て世帯分) |
| 3DK(67.7㎡) | 20,900円<br>～41,100円 | 2戸 |                        |

**構造** 耐火5階建て(エレベーター有)

※家賃は参考値です。入居する世帯の所得によって決めます。

※子育て世帯とは、中学校未就学児のいる世帯です。

ご理解、ご協力をお願いします

## 清掃センターのごみの搬入停止について

清掃センターでは平成25～27年度までの3年間にわたり、ごみ焼却処理施設の大規模改修工事を実施しています。工事期間中には、2つある焼却炉を完全に停止しなければならない期間があり、この間ごみの受け入れができません。

本年度は、9月～11月の3カ月間集中工事を行い、一定期間焼却炉を停止します。このため、右記の期間は、清掃センターへ直接ごみを持ち込むことができません。ご理解とご協力をお願いします。

【焼却炉停止中のごみの収集について】

ごみ収集車での定期的な収集は、これまでどおり実

施します。収集したごみは、有料で近隣の市町や民間の焼却施設に焼却してもらって外部搬出処理になります。外部搬出処理費用を抑えるためにも、継続的なごみ減量への取り組みにご協力をお願いします。

### 直接持ち込み停止期間

一般家庭ごみ 11月2日(月)～11月13日(金)

日曜粗大ごみ 9月6日(日)、10月4日(日)、11月1日(日)

※状況により変更する場合があります。

問合せ 生活環境課 (☎971-8993)

生ごみ処理の救世主!?

## 「だっくす食ん太くんNEO」の説明会を開催します

「だっくす食ん太くんNEO」とはペットを飼う感覚で、家庭で生ごみ処理ができるダンボールコンポストです。通気性の良いダンボールの中で、消化酵素を含んだ母材と生ごみをよく混ぜると、生ごみが消滅します。使い方にもよりますが、約1年間使用することができます。説明会では販売(1セット980円(税込))も行います。申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

●とき 8月22日(土)午前10時～正午  
ところ 北上文化プラザ1階実習室

●とき 8月23日(日)午前10時～正午  
ところ 生涯学習センター5階第4研修室

●とき 8月29日(土)午前10時～正午  
ところ 錦田公民館1階図書室

●とき 8月30日(日)午前10時～正午  
ところ 中郷文化プラザ1階展示コーナー

問合せ 生活環境課 (☎971-8993)



▲だっくす食ん太くんNEO